

社会福祉法人清風会の役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清風会の定款第9条、第23条に基づき、業務に従事する役員等の報酬・退職慰労金に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人にて継続かつ定期的に業務を執行する役員をいう。
- (3) 常勤役員以外の役員を非常勤役員という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬総額は、年度毎に評議員会で定めるものとする。常勤役員について個別の報酬額は別表1「常勤役員の報酬」に基づく年俸制を原則として、個人の役割、職務内容等を総合的に勘案・評価し、評議員会で承認された報酬総額を限度として、理事長が決定するものとする。なお別途賞与等の各種手当は支給しない。

- 2 非常勤役員の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に基づき日額報酬制とする。
- 3 この規程で定める役員等の報酬総額には、使用人兼務役員である施設長等の理事の使用人給与（職員給与）を含むものとする。但し、使用人兼務役員には、第1項及び第2項は適用しないものとし、職員給与に加えて別途月額20,000円の役員兼務手当を支給する。
- 4 常勤役員の報酬支給日については、職員給与規定の支給日と同様とする。
- 5 非常勤役員の報酬支給については、理事会・評議員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときに別表2の日額報酬額を、法令に基づき控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(退職慰労金の支給基準)

第4条 役員等が退任した場合には、退職慰労金を支給することができる。退職慰労金の支給基準は以下の通りとし、役員等を退任した時点で現金にて支給する。但し、前条第3項に規定する使用人兼務役員に対しては、本条文の適用はしないものとする。

- (1) 理事長・・・在任期間1期（2年）につき 30,000円
- (2) 理事及び監事・・・在任期間1期（2年）につき 20,000円
- (3) 評議員・・・在任期間1期（4年）につき 20,000円

(交通費)

第5条 役員等が理事会・評議員会等に出席した場合において、交通費の請求があった場合には、役員報酬とは別に交通費の実費を支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

附則

(1) この基準は、平成29年4月16日から適用する。但し、非常勤役員への適用及び第4条の適用については、29年度の新役員選任後とする。

別表1 常勤役員の報酬

役員等の報酬総額を評議員会で決議し、その範囲内で常勤役員個別の役員報酬額については、号給を理事長が決定する。

常勤役員報酬の支給は年俸制とし、下記表の月額報酬基準に12ヶ月を乗じた額とする。

号給	支給基準額(月額)	号給	支給基準額(月額)
1号俸	50,000円	16号俸	500,000円
2号俸	100,000円	17号俸	520,000円
3号俸	150,000円	18号俸	540,000円
4号俸	200,000円	19号俸	560,000円
5号俸	250,000円	20号俸	580,000円
6号俸	300,000円	21号俸	600,000円
7号俸	320,000円	22号俸	620,000円
8号俸	340,000円	23号俸	640,000円
9号俸	360,000円	24号俸	660,000円
10号俸	380,000円	25号俸	680,000円
11号俸	400,000円	26号俸	700,000円
12号俸	420,000円	27号俸	720,000円
13号俸	440,000円	28号俸	740,000円
14号俸	460,000円	29号俸	760,000円
15号俸	480,000円	30号俸	780,000円

別表2 非常勤役員の報酬

理事・・・日額報酬	4時間未満	4,000円	4時間以上	5,000円
評議員・・・日額報酬	4時間未満	4,000円	4時間以上	5,000円
監事・・・日額報酬	4時間未満	4,000円	4時間以上	5,000円